

「時価総額に係る上場廃止基準の見直し」に寄せられた パブリック・コメントの結果について

当取引所では、時価総額に係る上場廃止基準の見直しについて、その要綱を本年7月27日に公表し、8月2日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件（信託銀行、個人）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 低株価銘柄は、投機的な投資対象として注目を集め、株価が乱高下してしまうので、何らかの対応が必要ではないか。・ 株価が低い銘柄では、1円の価格変動であっても、価格変動率は大きくなるため、1株あたり2円という基準では不十分である。30円から50円を最低水準とする株価基準を別途設けるべきではないか。	<p>今回の見直しは、従来の時価総額に係る上場廃止基準では捕捉できなかった上場株式数が多大な銘柄に対して基準の効果を及ぼそうとするものであり、投機の抑制を本旨とするものではありません。</p> <p>なお、一定の株価を下回った上場会社に市場退出を求める、いわゆる株価基準の導入については、株価の水準により投資対象としての適格性を認定することになるため、上場会社の経営状態の著しい悪化と株価の関連性などを十分に見極めたうえで、導入の適否を判断する必要があると考えています。</p>

以上